地域福祉活動支援事業実施要綱

１．目的

　　この要綱は、社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、住み慣れた地域で高齢者から子どもまで、住民みんなが助け合い安心して暮らせるよう、地域住民が主体となって行う地域福祉活動に対して、社会福祉協議会会費、寄付金を以て財政面から支援し、活性化を図るために助成することを目的とする。

２．実施主体

　　社会福祉法人　北秋田市社会福祉協議会

３．助成対象

（１）自治会・町内会

　　（２）その他、本会会長がこの支援事業に適していると認めるもの

４．助成期間

　　当年４月１日から翌年３月３１日までとする。

５．助成対象となる事業

　　別表に定める地域住民の参加と協力による地域での支え合い、助け合い活動を目的としている事業

６．助成対象とならない事業

　　自治会が実施するまつり（神事等）等の自治会事業や、各団体（老人クラブ、

　　婦人会、子供会等）が会員のみを対象として行う事業については対象外とする。

７．助成金額

　　年間１００，０００円を限度額とし、助成金額は別表に定めるものとする。

８．申請方法

　　年度当初に「地域福祉活動支援事業申請書」（様式第１号）を本会会長へ提出するものとする。

９．助成金の決定ならびに交付

　　助成金は支援事業申請書を基に算定し、適当と認めたときは、助成額を決定

し、代表者に対し交付を通知するものとする。

10．助成金の請求

　　代表者は、前条による通知を受けたときは、速やかに請求書（様式第２号）

を本会会長に提出しなければならない。

11．報告書の提出

　　事業終了１か月以内に、地域福祉活動支援事業報告書（様式第３号）、活動実施が確認出来る写真、チラシ等の資料を添付し、本会会長へ提出するものとする。

12．助成金の確定

　　（１）本会会長は、前条による事業報告書を受理したときは、助成金の額を

確定し、代表者に対し通知するものとする。

　　（２）助成金交付額と確定額に差異が生じた場合は助成金の精算を行うものとする。

13．助成金の返還等

　　会長は、次の事項のいずれかに該当するときは、助成金の全額または一部の返還を求めることができる。

　　（１）前条（２）による過払い額が発生したとき

（２）本要綱の目的以外で実施された場合

　　（３）虚偽の申請、報告、その他不正な手続きにより交付を受けたとき

　　（４）助成事業を遂行する見込みがなくなったと認めるとき

　　（５）他からの助成を受けて実施された場合

14．この事業は、毎年３月３１日をもって見直すものとする。

附則

　この要綱は、平成２５年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成２６年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成２７年　４月　１日から施行する。

（参考様式）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **地域福祉活動日誌　　　　事業名** | | | | |
| 実施日 | 平成　　年　　月　　日（　　） | 実施時間 | | 時　　分～　　時　　分 |
| 場　所 |  | 参加者数 | | 人 |
| 内　容  特　記 | | | | |
| **地域福祉活動日誌　　　　事業名** | | | | |
| 実施日 | 平成　　年　　月　　日（　　） | 実施時間 | 時　　分～　　時　　分 | |
| 場　所 |  | 参加者数 | 人 | |
| 内　容  特　記 | | | | |